求職者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症に伴う失業認定及び受給期間の特例が終了します

新型コロナウイルス感染症について、オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけを「2類相当」から「5類」に移行する方針が令和5年1月27日に新型コロナウイルス感染症対策本部にて決定されました。

本方針の決定を受けて、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から原則4週間に1回ハローワークに出頭する失業の認定についての**郵送認定の特例**や求職活動実績の特例、職業に就くことができない状態が30日以上続いた場合の**受給期間の延長に係る特例について、令和5年5月7日を以て終了します。**

詳細は以下をご覧ください。

①新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での認定を認める特例

現行の特例（令和５年５月７日までの認定日）

本人又は同居の家族が高齢（概ね60歳以上）であること、基礎疾患を有すること等及び妊娠中であることを理由に感染予防等の観点から来所を控えたい旨の申出があった場合には例外的に**郵送での証明認定**による失業の認定が認められます。

令和５年５月８日以降の認定日

特例の終了に伴い、**令和５年５月８日以降の認定日について、ハローワーク来所による失業の認定が必要となります**。

※新型コロナウイルスにご本人が感染した、又は親族が感染し看護が必要となったため認定日に来所できない場合は認定日の変更が認められる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

②新型コロナウイルスの影響で求職活動が実施できなかった場合の特例

現行の特例（令和５年５月７日までの認定日）

郵送での認定を認める特例対象者であって、感染を懸念する等の理由により、求職活動が行えなかった方については、**求職活動実績の基準を適用せず、アンケートの提出によって失業の認定が認められます**。

令和５年５月８日以降の認定日

特例の終了に伴い、**前回の認定日から今回の認定日の前日までに原則として２回以上の求職活動実績が必要となります**。

※求職活動実績と認められる活動については、「雇用保険受給資格者のしおり」を参照いただくか、最寄りのハローワークにお尋ねください。

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
兵庫労働局・ハローワーク

③新型コロナウイルス感染症の影響により30日以上職業に就くことができない場合の特例

現行の特例（令和５年５月７日までに職業に就くことができない期間が始まった方）

原則として、雇用保険の基本手当を受給できる期間は離職した日の翌日から1年間ですが、新型コロナウイルスに感染した、同居の家族等が感染した、感染が疑われる、感染拡大防止の観点からハローワークへの来所を控えたい、新型コロナウイルス感染症の影響で子の養育が必要となった等の理由によって**30日以上職業に就くことができない日があるものとして受給期間の延長の申出をした**場合、**当該職業に就くことができない期間を受給期間に加えることができます**（最大３年）。

令和５年５月８日以降に職業に就くことができない期間が始まった方

特例の終了に伴い、**受給期間の延長の対象にならなくなります**。

※ご自身が傷病等により30日以上継続して職業に就くことができなくなった場合や、常時介護が必要な家族がいる場合、通常の受給期間の延長が適用できる場合があります。詳細は最寄りのハローワークにお尋ねください。

特例廃止の例

例①：新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から郵送での認定を認める場合

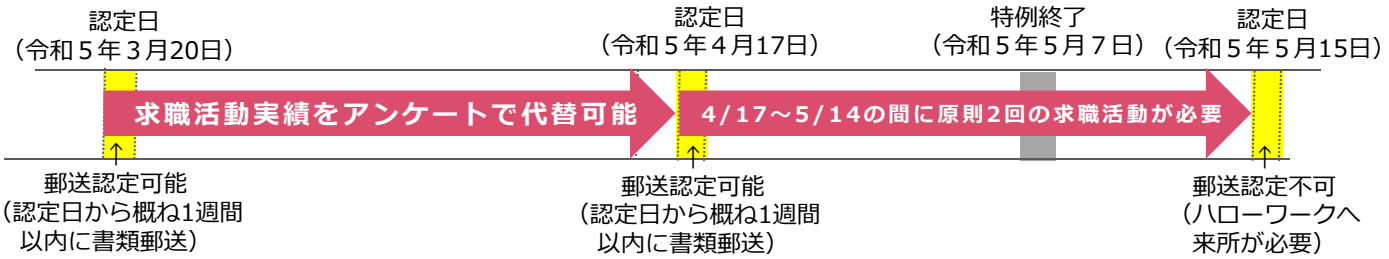
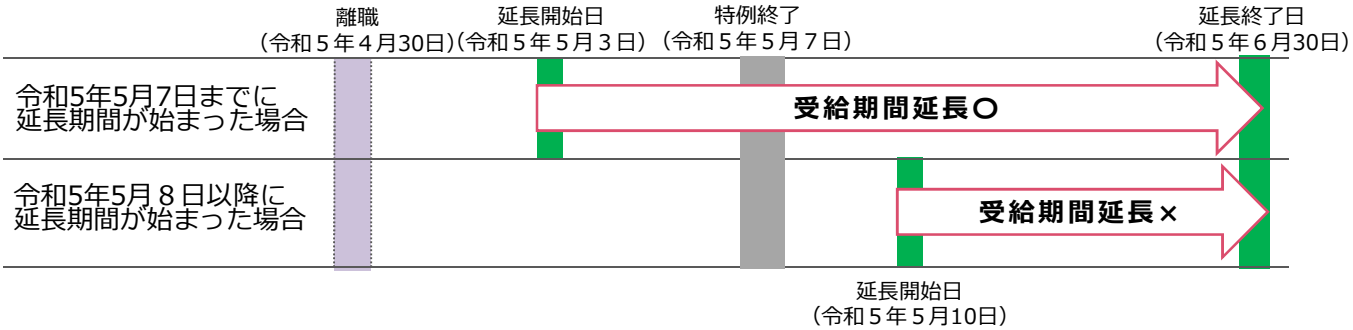
例②：新型コロナウイルス感染症の影響により30日以上職業に就くことができない場合
※通常の受給期間の延長が適用できない場合